

観光地等交通対策（嵐山地域）に係る警備等業務委託先募集要領

1 委託業務

観光地等交通対策（嵐山地域）に係る警備等業務

2 事業の趣旨

本業務は嵐山地域において、秋の観光シーズンに、交通の円滑化及び安全快適な歩行空間の創出を目的に、地元住民・商業者・京都府警等関係機関との連携の下、本市が実施する観光地等交通対策（嵐山地域）に係る警備等業務を委託するものである。

3 委託業務内容

別紙観光地等交通対策（嵐山地域）に係る警備等業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおりに

4 応募資格

応募の資格者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- （１） 上記事業の趣旨を十分に理解し、公益に資する意思を持って本事業に参加するものであること。
- （２） 本件のプロポーザル参加表明書を提出する日において、京都市契約事務規則第４条第２項に規定する一般競争入札有資格者名簿に登録されているものであること。
- （３） 参加表明から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第２９条第１項の規定に基づく競争入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- （４） 団体又はその代表者が京都市暴力団排除条例第２条第３号から第５号に該当する者でないこと。
- （５） 一般社団法人全国警備業協会に加盟していること。
- （６） 過去３年間に警備業法上の処分を受けていないこと。
- （７） 過去３年間に１万人以上の大規模イベントにおいて類似業務実績があること。

5 募集期間

令和６年８月１５日（木）午前９時～令和６年８月２９日（木）午後５時

6 契約条件

- （１） 契約形態
委託契約とする。
- （２） 委託金額の上限
7,600,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）
- （３） 契約期間
契約締結日から令和７年１月３１日まで
- （４） 委託費の支払条件
業務完了後、受託者の請求に基づき一括で支払う。
- （５） その他
包括的な業務の再委託を禁止する。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要がある場合は、あらかじめ本市の承認を得ること。

7 応募手続等

公募に応募する者は、次に示すところにより、別添様式プロポーザル参加表明書（以下、「参加表明書」という。）及び企画提案書等を提出するものとする。

（１）担当部局

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局歩くまち京都推進室（担当：徳永、吉田）

TEL（075）222-3483 FAX（075）213-1064

メール：trafficpolicy@city.kyoto.lg.jp

（２）各種必要書類の提出

ア 提出書類及び提出部数

（ア） 参加表明書（別添様式1） 1部

（イ） 見積書（任意様式） 1部

提案された業務一切に係る積算根拠を明示すること。

（ウ） 企画提案書（任意様式） 6部

- ・ 企画提案書は本事業に関する企画提案を行うものとし、様式は特に定めない。
- ・ ただし、A4横書き（図表等についてA3を用いる場合は、A4判に折り畳むこと）にまとめること。
- ・ 本店又は支店の所在地が京都市内である場合は、所在地を示す資料（会社案内等）を提出すること。

（エ） 過去3年間に1万人以上の大規模イベントにおいて類似業務実績があることが分かる資料1部（任意様式。警備業務名、イベントの規模、実施期間、警備員の従事人数等詳細を記載してください。）

イ 提出期限

- ・ 持参の場合は、令和6年8月29日（木）午後5時（必着）
なお、各日午前9時から午後5時までとする（但し、正午から午後1時、閉庁日は除く）。
- ・ 郵送の場合は、令和6年8月29日（木）（必着）

ウ 提出場所及び提出方法

上記「7（１）担当部局」へ持参又は郵送すること。

（３）仕様書等に関する質問

ア 質問者

本書及び仕様書について質問できる者は、上記「4応募資格」を満たす者に限る。

イ 質問の受付担当部局

上記「7（１）担当部局」と同じ。

ウ 質問方法

文書（様式自由）により行うものとし、FAX又はメール（ただし電話により到着を確認すること）のいずれかによるものとする。

エ 質問の受付期間及び受付時間

令和6年8月15日（木）午前9時から令和6年8月22日（木）午後5時まで

オ 回答

令和6年8月27日（火）までに、すべての質問及び回答は、京都市都市計画局歩くまち京都推進室ホームページにて公開する。回答は、本業務受託者募集要領と一体のものとして効力を有するものとする。

（4）注意事項

ア 公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 次の事項に該当する場合、失格となる場合がある。失格となった場合は、京都市から通知する。

（ア） 提出期限、提出先等、提出方法に適合しないもの。

（イ） 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

（ウ） 虚偽の内容が記載されているもの。

ウ その他

（ア） 提出書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

（イ） 提出された企画提案書は、受託者の選定以外に提案者に無断で使用しない。ただし、提案内容について今後の参考にすることがある。

（ウ） 提出書類は、受託候補者選定作業に必要な範囲において複製することがある。

（エ） 提出期限以降の企画提案書の差替え及び再提出は認めない。

（オ） すべての提出書類は返却しない。

8 提案の審査・選定等

（1）審査方法

提出書類に基づき、観光地等交通対策（嵐山地域）に係る警備業務受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において選定する。

なお、企画提案内容について説明を求めるため、書類審査に加え、ヒアリング審査を実施する場合がある。京都市からその旨の通知があった場合は、企画提案内容について説明できるものを選定委員会へ出席させること。

（2）審査基準

以下の項目について審査する。

評価項目	配点	評価の着目点
見積経費	15 点	○ 提案内容の質に応じた受託金額であるか。
業務実績	30 点	○ 本業務に類似又は関連する業務の実績があるか。
業務実施体制	35 点	○ 業務の実施フローや運営体制が適切であるか。
企画内容	10点	○ 委託業務を確実に実施できると考えられる提案がされているか。
その他	10 点	○ 応募者独自のネットワークやノウハウを活用した、効果的、効率的かつ他に秀でた提案がされているか。

(3) 決定

選定委員会の審査結果を踏まえて、京都市が業務受託候補者を決定する。

(4) 通知

選定結果については、全応募者に対し郵送で通知する。

(5) 契約

選定委員会において業務受託候補者に選定された者と、委託見積限度額の範囲で交渉し、協議のうえ契約する。契約内容については、別紙「仕様書」及び業務受託候補者の「企画提案書」を踏襲するものとするが、やむを得ず契約内容を変更する必要がある場合は、協議のうえ内容を決定するものとする。

なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と交渉するものとする。

また、提案者が1者のみであっても、プロポーザルが成立することとして評価を行い、満点の6割以上の点数を取得した場合は、当該提案者を受託候補者として選定する。

9 スケジュール（予定）

令和6年8月15日（木）	9時	公募開始
8月29日（木）	17時	企画提案書等の提出期限
8月30日（金）	以降	選定委員会における審査、業務委託候補者の決定
令和6年9月上旬		契約締結

10 その他

- (1) 委託事業の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に京都市と連絡調整を行うこと。
- (2) 本業務を通じて著作権や特許権等の知的財産権が生じた場合、その権利はすべて京都市に帰属するものとする。
- (3) 契約締結後に、感染症等の流行や天変地異等の影響により、京都市が観光地等交通対策（嵐山地域）を中止、または規模を縮小する可能性がある。中止の場合、京都市と受託業者の協議のうえ、中止を判断した時期までに要した費用を精算する。また、規模縮小の場合も、その内容に応じて、協議のうえ、費用を精算する。